

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

まちなか創業とにぎわい創出を核とした官民連携による持続的経済活力向上プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

群馬県伊勢崎市

3 地域再生計画の区域

群馬県伊勢崎市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

■まちなか（伊勢崎駅及び境町駅周辺地区）の衰退

本市のまちなかは、駅と道路交通の要衝という地の利を得て、周辺地域からも人々を吸引する、古くからの商業集積地として発展してきた経緯がある。しかし、近年ではバイパス道路の整備等に伴い幹線道路沿いへ大規模小売店や飲食店などの商業集積が移行し、これに地元商工業者の高齢化に伴う廃業や人口減少も相まってまちなかの空洞化が進んでいる。具体的には次のとおりである。

- ・まちなかの事業所数はここ10年間で388件（25.6%）減少しており（経済センサス及び事業所・企業統計調査）、まちなかにおいて商店街振興組合等に参加する事業所数は、77件減少している（減少率50%）。

- ・外国人人口の増加により市全体の人口は微増の傾向にあるが、まちなかの人口はここ10年間で870人以上減少している。さらに、まちなかの高齢化率は32.3%となっており、市全体の25.4%に比べ6.9%も高くなっている（2021年）。

- ・まちなかの賑わいを創出するイベントの来場者数は新型コロナウイルスの影響もあり、2020年度は2019年度に比べ1万人以上落ち込んでいる。また、民間事業者主催のイベント数も伸び悩んでいる。

- ・伊勢崎駅周辺ににぎわいを創出することを目的の1つとし、周辺店舗のイベント等で市民等が交流できる多目的な広場機能を持った公園として、「大手町パティオ」が2018年3月に開園したが、周辺に店舗等ができないこともありイベント等でほとんど活用されていない。

- ・本市における人口の社会増減の推移をみると、全体で見ると増加の状況が近年続いているが、年齢階級別にみると、2020年では20歳代前半の若者の転出超過が195人となっている。

これらが示すとおり、まちなかがまちの中心としての求心力を失いつつあり、このことは市全体の魅力の低下につながる恐れがある。

■解決を目指す課題

①「まちなか」での創業に高いハードルがある

創業を促進するため、創業促進サポート補助金の制度を設け、創業者の支援を行ってきたが、郊外への商業集積の移行やまちなかの人口減少、郊外に比べて高額な地価やテナント賃料、創業相談体制の不足などの原因により、過去2年間に於いてまちなかで創業した実績は2件に留まっている。

②既に営んでいる小規模事業者の事業継続への支援がない

平成30年度商店街実態調査報告書都道府県別データ（群馬県）によると、商店街の問題として、商圏人口の減少や店舗等の老朽化、経営者の高齢化による後継者問題の回答が多く、特に後継者問題については75%以上の商店街が問題だと回答している。既存の小規模事業者が直面している後継者不足や事業拡大のリスクに対して、経済的な支援や総合的な相談窓口がないことは、小規模事業者の廃業につながるだけでなく、創業におけるハードルにもなっているため、継続した支援が求められている。

③行政主体によるにぎわい創出事業がマンネリ化している

まちなかのにぎわいづくりを目的としたイベントとして、四季を通じたまちなか賑わい創出事業を実施してきたが、市主催のイベント来場者数は年間3万人程度で頭打ちとなっている。また、現在主体的ににぎわい創出の事業を行う民間事業者が商工会議所以外に1団体しかなく、民間事業者主催のにぎわい創出事業が、年間2～3件程度にとどまっている。さらに、事業の範囲は市及び少数の関係者による開催に留まっていることから、新たなにぎわいの担い手や創業者をまちなかに生み出し、にぎわいの輪を広げる取り組みにはなっていない。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本市では、第2期伊勢崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地域産業の活性化のため、商店街イベントの支援や商業者、市民、大学等との連携、起業しやすい環境の整備などに取り組んでいる。また、本市の魅力を発信し、交流人口を増加させるとともに、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口の創出・拡大を推進するため、新しいひとの流れをつくる取組を進めている。

しかし、これらの取組を行う中でも、まちなか（伊勢崎駅及び境町駅周辺地区）においては地域産業の衰退が見られる現状が続いているため、取組をさらに深化させ、特にまちなか衰退の一因となっている商工業者の減少を食い止め、増加傾向へ転換させることで地域を活性化させることが必要である。

そのために、商工関係団体や地元金融機関、スモールビジネス支援に実績のある市民団体等からなる産学官金民士の連携による事業推進主体（以下、推進主体）を確立し、まちなかにおける創業や既に事業を営んでいる小規模事業者の事業拡大、にぎわい創出の取組を支援する。また、中長期的な持続可能性を見据えて、創業後の事業者への支援についても、推進主体が中心となつて行う。

これにより、まちなかの経済活力やにぎわいの向上を推進し、新たな雇用の創出や地域経済全体の活性化を目指す。さらには、まちの魅力向上による市外への転出抑制や移住の促進、空き店舗の有効活用を目指すものである。

【数値目標】

K P I ①	まちなかで新たに創業した事業者の数							単位	社
K P I ②	まちなかワークショップ参加者数							単位	人
K P I ③	まちなかにおけるにぎわいづくりに資する事業への来場者数							単位	人
K P I ④	-							単位	-
	事業開始前 (現時点)	2022年度 増加分 (1年目)	2023年度 増加分 (2年目)	2024年度 増加分 (3年目)	2025年度 増加分 (4年目)	2026年度 増加分 (5年目)	2027年度 増加分 (6年目)	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	0.00	4.00	5.00	8.00	1.00	1.00	-	19.00	
K P I ②	0.00	10.00	10.00	20.00	200.00	60.00	-	300.00	
K P I ③	27,700.00	2,300.00	6,000.00	6,700.00	6,300.00	1,000.00	-	22,300.00	
K P I ④	-	-	-	-	-	-	-	0.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

まちなか創業とにぎわい創出を核とした官民連携による持続的経済活力向上プロジェクト

③ 事業の内容

地方創生の実現における構造的な課題に対応するため、まず、推進主体を確立し、空き店舗を活用した創業への包括的な支援や交流人口及び関係人口の増大を目的としたにぎわい創出事業の担い手育成など、まちなかにおける経済活力の向上となる事業推進のための素地をつくる。そして市が中心となってその推進主体の構成メンバーと密に連携しながら、まちなか活性化に向けた事業として、以下の3つの事業を実施する。

①創業支援事業

地域産業の担い手を充実させるため、新たな商工業者を育成する。具体的には、市内で創業する者にはこれまで創業促進サポート補助金により支援を行ってきたが、特にまちなかで創業する者に対して、あらかじめ商工関係団体において有益性等の承認を経た、事業所の開設に係る改装費や販売促進に係る経費等の創業に要する経費について制度を充実して補助金を交付することにより、まちなかにおける創業を促進する。また、まちなかにおける活性化の取り組み事例や空き店舗の現状を知り、まちなかの価値や活用方法を発見するためのワークショップ（4年目以降は「まちなか未来学校」）を開催し、創業の希望者を対象に大学機関等と連携してまちなかの空き店舗の活用方法やビジネスプランの策定を包括的に支援するなど推進主体がワークショップ等を通じて創業の計画を支援することで、まちなかでの創業を促進する。

②小規模事業者サポート事業

まちなかで事業を営む小規模事業者が、事業拡大や業務改善、生産性向上のために取り組む店舗改修や設備投資等のうち、市及び商工関係団体がまちなかの活性化に効果が高いと判断した事業に対して助成を行い、意欲ある既存の小規模事業者を支援する。販路拡大や事業承継等も含む幅広いニーズに寄り添う制度とし、商工関係団体との事前相談を行うなど適切な支援体制を構築する。事業実施に当たっては商工関係団体と連携し、事業の審査や実績報告、事後アンケート等の流れを確立する。また、創業後一定期間が経過した事業者の更なる新規事業への挑戦や業務改善、生産性向上の支援も併せて対象とすることで、より創業しやすい環境を整備する。

③にぎわいづくり支援事業

市民だけでなく商工業者にも魅力的な地域づくりを推進するため、にぎわいを創出する。具体的には、新たに推進主体が市民との仲介役となり、将来の伊勢崎を担う若い世代を中心とした市民等と連携し、これまで市が単独で取り組んできた四季を通じたまちなかのにぎわい創出のイベントを発展、拡充させる。イベントについては、まちなかイルミネーションや幼稚園児による絵画展、高校生による演奏や書道のパフォーマンス、生徒が開発した加工品などの販売、ミニ鉄道乗車体験やご当地キャラクターとの記念撮影などを企画し、伊勢崎駅前インフォメーションセンターを中心に駅前広場や大手町パティオを最大限活用し、多くの市民を巻き込んで実施する。また、にぎわいづくりに貢献する事業及び活動を実施しようとする民間団体のうち、推進主体が適切と認める事業について、その経費の一部を補助し、さらに推進主体が事業実施及び事業自立化への助言を行うことで、その取組みを支援し、民間事業者の積極的なにぎわいづくりを促す。

これら3つの事業の実施に当たっては、推進主体のメンバーがそれぞれの専門知識やスキル等の強みを活かしながら連携して推進する。まちなかでの創業者や小規模事業者を支援することで、新たなにぎわいづくりの担い手を発掘し、将来にわたるまちなか活性化を担う人材の育成を行う。また、にぎわいづくりを支援することによりまちなかでの交流人口や関係人口を増加させ、創業した事業者に対する新規顧客としての相乗効果が上がるようにする。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

まちなかを中心とした創業支援及びにぎわいづくりの取組みを進めることで、中長期的には「稼ぐまち＝伊勢崎のまちなか」を実現し、本事業によりまちなかで創業した事業者が、自らの力で街区の魅力向上及び創業者支援に取り組む体制をつくることで、事業を自立化できる。また、企業版ふるさと納税や事業者からの負担金や協賛金により財源を確保する。

【官民協働】

市単独の実施では不足していた創業支援体制やにぎわいづくり支援に関して、官民連携の推進主体を組織することで、その拡充を目指す。推進主体の各々（伊勢崎市、商工会議所、金融機関、市民団体）が有するStrength（強み）を最大限に活かしてアドバイスをを行い創業を支援することで、創業者のビジネスプランを実効性のあるものとすることができる。また、推進主体が緊密な相互連携と協働により活動を推進することにより、経済活力の向上を通じたまちなかの活性化を目指す。

さらに、まちなか創業支援事業の実施においては、空き店舗活用に実績のある大学機関と連携し、推進主体の視点にさらに学生の視点を加えた、多様な視点からの支援を行う。

【地域間連携】

まちなかの活性化に取り組む自治体との情報交換や意見交換を密に行うことで、効果的な実施体制の構築や支援のあり方等について調査研究する。また、本事業の実施結果を適切に検証し、連携自治体と情報を共有することで、さらに効果的なまちなか活性化事業について検討を進める。

【政策・施策間連携】

本事業で実施する取組は、まちなかでの創業支援とにぎわい創出を核として、就労支援や空き家・空き店舗対策、移住定住に係る取組を連携して実施することで、まちなかの活性化につながる。これらの多角的な取組により、若者の地元定着率の向上やUIJターンの推進、まちなか空洞化の解消、交流人口や関係人口の増加による移住の促進を進め、持続可能な社会を実現する。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

まちなかでの創業や事業拡大等を支援するため、まちなかでの創業を希望する者や創業後の事業拡大等に取り組む小規模事業者を対象に、専門家等を交えたワークショップの一端として、事業PRのためのSNS等の導入や活用をサポートする講座を開催する。

理由①

小規模事業者におけるビジネスへのSNS活用をテーマにした講座を開催し、SNS等のデジタル技術を有効活用できる人材を育成する。

取組②

該当なし。

理由②

取組③

該当なし。

理由③

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4－2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 8 月

【検証方法】

伊勢崎市まち・ひと・しごと創生会議による効果検証を通じてPDCAサイクルによる事業の検証を行う。

【外部組織の参画者】

学識経験者（大学教授）、伊勢崎市区長会、伊勢崎商工会議所、群馬伊勢崎商工会、連合群馬伊勢崎地域協議会、伊勢崎市PTA連合会、伊勢崎市社会福祉協議会、佐波伊勢崎農業協同組合、伊勢崎金融懇話会、群馬県中部振興局

【検証結果の公表の方法】

市ホームページにて公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 96,417 千円

⑧ 事業実施期間

2022年4月1日 から 2027 年 3 月 31 日 まで

※企業版ふるさと納税との併用による事業実施期間延長適用

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2027 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2 に掲げる目標について、5-2 の⑥の【検証時期】に

7-1 に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2 の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。